

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	特別障害給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は特別障害給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害給付金に関する事務
②事務の概要	○事務全体の概要 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の受給権者その他関係者から請求書等を受理し、その届出に係る事実を審査するとともにこれを日本年金機構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の住所、氏名及び支払機関の変更届等を受理し、その届出に係る事実を審査するとともにこれを日本年金機構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の所得状況届等を受理し、その届出に係る事実を審査するとともにこれを日本年金機構に報告する。
③システムの名称	住民記録等オンラインシステム(国民年金システム)、団体内統合宛名システム、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表116項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 市民環境部 国保年金課 国民年金グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管するとともに、不要文書を廃棄する際には特定個人情報が記録された書類等が混入していないかダブルチェックを行っている。また、保管・保存期間が過ぎた特定個人情報の記載がある書類等を廃棄する際は、廃棄した記録を保存している。
-------	--

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている
--------------	--------------	--------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管するとともに、不要文書を廃棄する際には特定個人情報が記録された書類等が混入していないかダブルチェックを行っている。また、保管・保存期間が過ぎた特定個人情報の記載がある書類等を廃棄する際は、廃棄した記録を保存している。 ・八戸市において策定した情報セキュリティポリシーを遵守している。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ①部署	市民健康部 国保年金課	健康部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	柴田 義弘	藤田 耕次	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	八戸市 総務部 総務情報管理室情報公開グ ループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 総務部 総務情報管理室情報公開グ ループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 電話番号 0178-43-2111	八戸市 健康部 国保年金課 国民年金グルー プ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	藤田 耕次	保坂 高弘	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	保坂 高弘	課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	住民情報オンラインシステム(国民年金システ ム)、団体内統合宛名システム、ねんきんネット	住民情報オンラインシステム(国民年金システ ム)、団体内統合宛名システム、社会保険オン ラインシステム	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康部 国保年金課	市民防災部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 健康部 国保年金課 国民年金グルー プ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511	八戸市 市民防災部 国保年金課 国民年金 グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	住民情報オンラインシステム(国民年金システ ム)、団体内統合宛名システム、社会保険オン ラインシステム	住民記録等オンラインシステム(国民年金シス テム)、団体内統合宛名システム、社会保険オ ンラインシステム	事前	
令和4年2月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年2月18日	II しいき値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ①部署	市民防災部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 市民防災部 国保年金課 国民年金 グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511	八戸市 市民環境部 国保年金課 国民年金 グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5511	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月21日	表紙	特別障害給付金に係る事務 基礎項目評価書	特別障害給付金に関する事務 基礎項目評価 書	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月21日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務	○事務全体の概要 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律に基づき、特別障害給付金の受 給権者からの認定の請求を受理し、その届出 に係る事実を審査するとともにこれを日本年金 機構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の住所、氏名 及び支払機関の変更届を受理し、その届出に 係る事実を審査するとともにこれを日本年金機 構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の所得状況届 を受理し、その届出に係る事実を審査すると ともにこれを日本年金機構に報告する。	○事務全体の概要 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律に基づき、特別障害給付金の受 給権者その他関係者から請求書等を受理し、 その届出に係る事実を審査するとともにこれ を日本年金機構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の住所、氏名 及び支払機関の変更届等を受理し、その届出 に係る事実を審査するとともにこれを日本年金 機構に報告する。 ・特別障害給付金の受給資格者の所得状況届 等を受理し、その届出に係る事実を審査する とともにこれを日本年金機構に報告する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の83項	番号法第9条第1項及び別表116項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月21日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	未記載	・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管するとともに、不要文書を廃棄する際には特定個人情報記録された書類等が混入していないかダブルチェックを行っている。また、保管・保存期間が過ぎた特定個人情報の記載がある書類等を廃棄する際は、廃棄した記録を保存している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	未記載	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	未記載	・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管するとともに、不要文書を廃棄する際には特定個人情報記録された書類等が混入していないかダブルチェックを行っている。また、保管・保存期間が過ぎた特定個人情報の記載がある書類等を廃棄する際は、廃棄した記録を保存している。 ・八戸市において策定した情報セキュリティポリシーを遵守している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	表紙	八戸市は、特別障害給付金に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	八戸市は特別障害給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特別障害給付金に係る事務	特別障害給付金に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない